第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画（概要）

計画期間	令和8年度～令和12年度（5年間）
基本理念	お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくり

【計画目標】

基本理念のもと、人権意識が確立され、人権が尊重されている状態を目的として、「第12次倉吉市総合計画」との整合性をはかり、各種人権課題の解決に向けた取組を進めます。

〔対象〕市民　〔意図〕人権が尊重されている、人権意識が確立されている

【計画の位置付け】

「第12次倉吉市総合計画」における人権推進分野の個別計画として位置付けるとともに、「第7次くらよし男女共同参画プラン」など、他の個別計画と総合的な連携を図りながら、施策の効果的な推進を目指します。

＜人権施策の推進方針＞

①人権教育・同和教育の推進
②人権啓発の推進
③人権擁護の確立（相談・支援体制の充実）

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
身の回りで人権侵害を受けたことがある市民の比率	13%	10%
人権尊重についての理解を深めた市民の数（のべ人数）	17,689人	18,200人
人権相談の件数	341件	400件

『人権』とは

「人が生まれたときから持っている権利」
「誰でもその人らしく幸せに生きる権利」

【解決すべき人権課題（人権施策）】

1 部落差別問題（同和問題）の解消
2 障がいのある人の自立と社会参画の促進
3 男女共同参画社会の実現
4 外国にルーツを持つ人の人権尊重
5 こどもの人権尊重
6 高齢者の社会参加の促進と人権尊重
7 病気にかかわる人の人権尊重
8 インターネットによる人権侵害
9 さまざまな人権問題の解決
・アイヌ民族の人権
・拉致被害者等の人権
・性的マイノリティの人権
・刑を終えて出所した人の人権
・犯罪被害者等の人権

【計画の推進体制】

●市民、各種団体等の連携・協働
●国・県、関係機関との連携
●計画の進行管理と評価

計画の推進にあたっては、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会に報告し、市民へ公表します。